

## 第2回 大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 保健福祉部会 会議要旨

- 1 開催日時 平成26年1月23日(木) 14時00分～
- 2 開催場所 大阪市役所 P1 共通会議室
- 3 出席委員 早瀬委員(保健福祉部会長)、中尾委員(保健福祉部会長代理)、白澤委員、野口委員、大槻委員
- 4 議 題
  - 1 大阪市高齢者実態調査の結果について
  - 2 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
  - 3 介護保険制度に関する主な制度改正等について
  - 4 次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について
  - 5 その他

### 5 配布資料

- 資料1 大阪市高齢者実態調査【単純集計結果】の概要について
- 資料2 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況
- 資料3 介護保険制度に関する制度改正等について
- 資料4 次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について

(参考資料)

- 1 大阪市介護保険事業の現状について
- 2 大阪市社会福祉審議会条例、同条例規則、同運営要綱

### 6 会議要旨

#### 【議題1】大阪市高齢者実態調査の結果について

事務局から、資料1に基づき、大阪市高齢者実態調査の単純集計結果の概要(本人・ひとり暮らし・付随調査、介護保険利用者・未利用者・介護者調査、介護支援専門員調査、施設調査)について説明。

(主な意見等)

#### ○ 区ごとに特徴的な結果はあらわれているのか

- ・今回の実態調査では各区の状況についても傾向を調査するとしていたが、特徴的な区などは見られるのか。区ごとの回収率はどうのような状況か。

→現段階での集計結果では、回収率に大差は見られず、おおむね平準化している。今後集計・分析を進める中で、各区の特徴が明確になってくる可能性もあるので、集計・分析にお時間をいただきたい。

○ P. 3 「地域包括支援センター・総合相談窓口の認知度」

- ・地域包括支援センターや総合相談窓口についての広報活動として、どのような取り組みがなされているのか。

→委託先法人が町会や地域や区役所での行事等に参加し、地域包括支援センターでの相談内容等を広報している。地域包括支援センターへの相談件数とともに困難ケースの対応も増加傾向にあり、今後とも広報・周知に努めてまいりたい。

○ 高齢者の相談先について

- ・生活上何らかの困りごとが生じた場合、一般的に高齢者はまずどこにアクセスするのか。

→介護保険サービス利用者であればケアマネジャーへ相談する方が多く、利用されていない方は民生委員等の見守り活動を行っている方や食事サービス事業者から地域包括支援センターあてに心配な高齢者について情報提供されるケースもある。

○ P. 7 「自宅介護でのご本人に対する介護者の状態」

- ・「イライラして手をあげそうになった」、「つい大声で怒鳴ってしまった」など、虐待に関係する項目が高い。要介護者の認知症の状態、要介護度、日常生活自立度等を精査し、どういう状況でこうした傾向がみられるのか十分調べて、施策に反映してもらいたい。

→集計・分析を進め、3月の専門分科会でお示ししたい。

○ 単純集計結果概要についての感想

- ・老人憩の家など地域の会館のネットワーク推進員や地域包括支援センター職員が食事会に訪れて事業説明をされることもあるが、自宅から出てこられない高齢者に対しては情報が届きにくい。そんな中、ネットワーク推進員については事業廃止とされており、高齢者を取り巻く状況は厳しくなっていると感じている。
- ・2030年には今よりもさらに単身生活者が増加すると見込まれており、家族以外のコミュニティをどのように構築していくのが課題となっている。P. 4「重点を置くべき高齢者施策」の集計結果では、ほとんどすべての項目が増加していることから、行政施策を頼りにしている人が増加傾向にあることが見て取れる。

○ P. 3 「孤立死について」

- ・今、大阪市で孤立死は何件あるのか把握しているのか。

→孤立死件数については把握できていない。

**【議題2】 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について**

事務局から、資料2に基づき、平成25年11月末時点までの大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について説明。

(主な意見等)

○ P.3「ア 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」

- ・認知症サポーターは目標養成数に達しているが、地域の中で認知症の人を見つけて支援に結び付けるための組織化等が必要である。大阪市としてどのように認知症サポーターを地域の取組みに結び付けていくのか、考えを伺いたい。

→認知症サポーターは平成25年11月末ではすでに88,000人を超える人数を養成してきたが、地域で組織化するところまでは十分にできていない。今後養成を推進するとともに地域での活動につなげていけるよう検討し、進めていきたい。

○ P.5「ア 高齢者虐待防止への取組みの充実」

- ・「障がい者・高齢者の権利擁護に専門的に対応する部門」とあるが、どのような体制なのか伺いたい。また、社会福祉研修・情報センターで取り組んでいる専門相談等では、どのように相談を受け入れているのか教えてほしい。

→高齢者虐待対応にかかる部署は、平成23年度までは高齢福祉課内にあったが、平成24年度以降は、障がい者虐待防止法施行に伴い、地域福祉課内に相談支援グループを設置した。あわせて権利擁護関係として、成年後見制度やあんしんサポート事業についても取り組んでいる。また、社会福祉研修・情報センターでは平成24年度以降、権利擁護相談については成年後見支援センターとあわせて大阪市社会福祉協議会に委託し、引き続き実施している。

**【議題3】 介護保険制度に関する主な制度改正等について**

**【議題4】 次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について**

事務局から、資料3に基づき介護保険制度に関する主な制度改正等について、引き続き資料4に基づき次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について説明。

(主な意見等)

○ 次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定についての意見

- ・都構想が推進されており、区のあり方も見直しが進められている。区によって財政状況も様々であることから、財源が少ない区では福祉施策が削減されるのではと危惧している。こうした市民の不安を勘案し、計画を策定してもらいたい。
- ・国が地域包括ケアとして打ち出している構想を大阪市としてどのように作り出してい

くのかということが喫緊の課題である。区でできることは区で取り組み、困難なことは区を越えた連携のもとで取り組んでいく体制を、どのように構築するのか。この議論は、高齢者福祉のみにとどまらず、障がい者福祉、児童福祉も含めたものであると考える。そうしたことを理解したうえで、将来の絵姿を描いて取組んでいかなければ次期計画は策定できないということを理解のうえで、早急に取組んでいただきたい。

- ・生活支援サービスを構築するためには地域住民の主体的な活動をどのように引き出すのかということが大きな課題であることを踏まえ、早急に取組んでいただくようお願いしたい。
- ・在宅医療を展開していく上において、医療提供体制の力を借りないといけない。今回ここで議論する立場は、日常生活圏域でどのように医療を提供し、他の生活支援体制を構築し提供していくのかという問題だと認識している。その充実に向けて市町村が日常生活圏域で医療と介護をどのように持っていくのかという方向性を構築して欲しい。
- ・資料3のP.3「認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）」の「○標準的な認知症ケアパスの作成・普及」のために、国が示すように日常生活圏域の中で認知症の人を支える社会資源（ボランティア団体やNPO等）がどれだけあるのかを調査し、有効に機能する「認知症ケアパス」の作成・構築をお願いしたい。
- ・資料3のP.6「市町村を核とした生活支援サービスの充実・強化と高齢者の社会参加の推進」の中でもコーディネーターの配置が重要とされているが、その前提として住民が主体的に参加する仕組みづくりが必要であることを考慮し、推進してもらいたい。
- ・区の権限が強化され、各区で施策や取組みが多様化してきている。こうした状況の中、次期計画を大阪市全体としてどういう位置付けで策定するのか検討が必要である。

→今回策定するものは法定計画であり、これからの高齢者施策をどのように推進していくのか、介護保険サービスの給付費を見込み、介護保険料をどうするのかも検討する必要がある。今後の大阪市のあり方を見据えながら、24区ごとに大きな保険料やサービスに格差が生じないように調整し、策定していく方向で考えている。

- ・地域でどのようなネットワークを構築し、高齢者の方を支えていくのか、他の計画との整合性もはかりながら、関係部局等との議論や情報共有の中で進めていきたいと考えている。
- ・「標準的な認知症ケアパスの作成・普及」については、現在地域の社会資源がどれだけあるのか、今後必要な調査を実施し、委員の皆様にもはかりながら計画に反映していきたい。

## 【議題5】その他

その他については、特になし。